一般社団法人・東京都弓道連盟 懲戒規程

第１条（目的）

本規程は、一般社団法人東京都弓道連盟（以下「本連盟」という。）の倫理規程に違反する行為その他の不適切な行為を防止し、本連盟の健全な運営と社会的信頼を確保することを目的とする。

第２条（適用対象）

本規程は、本連盟倫理規程第２条の適用対象者に適用する。

第３条（違反行為）

対象者は、次の行為をしてはならない。

（1）暴行、暴言、いじめ、パワーハラスメント等
（2）指導の範囲を超える身体的接触、わいせつ行為、性的言動、つきまとい、交際強要等
（3）技量向上と無関係な不合理な特訓・罰則的指導
（4）競技会運営の妨害、施設の不適切利用
（5）補助金等の不正受給、不正経理、横領、利益供与・要求等
（6）反社会的勢力との関係
（7）法令、会則、規程等への違反
（8）弓道の品位を害し、または本連盟の名誉を毀損する行為
（9）本連盟の機密事項の漏洩
（10）その他、前各号に準ずる不適切な行為

第４条（懲戒の種類）

違反者は、行為の内容・情状に応じて次の処分を受ける。

（1）注意（口頭・始末書）
（2）戒告（文書・始末書）
（3）会員資格停止（5 年以下）
（4）資格取消（審査員・審判員・講師等）
（5）除名（再登録不可）
（6）役員等に対する諭旨退任
（7）役員等に対する解任

第５条（処分決定の基準）

処分は、次の事情を考慮して決定する。

（1）故意・過失、悪質性、計画性、継続性
（2）動機（情状酌量の余地）
（3）地位・立場、被害者との関係

(4)結果の重大性
(5)被害回復の状況
(6)改悛の情
(7)社会的影響

第 6 条(通報・相談窓口)

本連盟は、違反行為の通報・相談を受け付けるため、コンプライアンス委員会(以下「委員会」という。)内に通報・相談窓口を設置する。 通報内容は非公開とする。

第 7 条(調査)

1. 違反行為の疑いがある場合、委員会が調査をする。
2. 委員会は、調査結果を理事会に答申する。
3. 理事会は、処分を決定する。
4. 会長は、処分を通知する。
5. コンプライアンス委員会規程により調査を進める。
6. 調査の内容により、理事会が必要と認めた場合には(公財)全日本弓道連盟に通報(相談)することができる。

第 8 条(処分の通知)

1. 処分決定は文書で対象者に通知し、処分理由・事実認定・年月日を記載する。 必要に応じて本連盟の広報媒体に掲載する。
2. 不服申し立てがあった場合、第9条に沿って行う。

第 9 条(不服申し立て)

対象者は、処分通知を受けた日から 30 日以内に会長を経由して理事会へ不服申し立てができる。 理事会は委員会の再審議を経て、最終決定とする。

第 10 条(委員の除斥・忌避・回避)

コンプライアンス委員(以下「委員」という。)は、利害関係がある案件について除斥される。 対象者は委員の忌避を申し立てることができる。 委員は公正を欠くおそれがある場合、回避できる。

第 11 条(秘密保持)

委員会の手続および調査で得た情報は非公開とし、関係者は秘密を保持しなければならない。

第12 条(全日本弓道連盟との関係)

一連の内容(調査から決定まで)については(公財)全日本弓道連盟の「懲戒規程」も参考に連携を取り行うこととする。

第13条(規程の改廃)

本規程の改廃は、理事会の決議による。

附則　この規程は、令和８年１０月２日より施行する。